

令和 8 年 6 月 4 日  
総合政策局運輸審議会審理室

## 東日本旅客鉄道株式会社への旅客運賃上限変更認可に係る 審査請求事案について審議を開始しました

標記事案に係る国土交通大臣からの諮問を受け、本日、運輸審議会における審議を開始するとともに、公聴会の開催を決定しました。今後、審議を経て答申を行う予定です。

東日本旅客鉄道株式会社への旅客運賃上限変更認可(令和 4 年国鉄事第 546 号、令和 4 年 12 月 27 日付)について、国土交通大臣からの諮問(令和 8 年 5 月 27 日付)を受け、本日、運輸審議会における審議を開始しました。また、審議に当たり幅広い意見を聴くため、国土交通省設置法第 23 条の規定に基づき公聴会を開催することを決定しました。

なお、公聴会は令和 8 年 7 月に東京都で開催することを予定していますが、その開催日、会場、公述及び傍聴の申込要領、取材申込要領等の詳細は改めてお知らせします。

(参考) 東日本旅客鉄道株式会社への旅客運賃上限認可について

[https://www.mlit.go.jp/report/press/tetsudo02\\_hh\\_000179.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/tetsudo02_hh_000179.html)

### ○運輸審議会について

運輸審議会は、国土交通大臣の行う許認可等について諮問を受け、これに対して、各方面の意見を汲んだ上で公平かつ合理的な答申を行う常設の機関です。

公聴会を除く審議は非公開で行いますが、配付資料及び議事概要については、答申後に運輸審議会のホームページにて公表する予定です。

[運輸審議会における審議に関する問合せ先]

総合政策局運輸審議会審理室 鍋釜、藤間

(直通) 03-5253-8810

[本件審査請求事案に関する問合せ先]

鉄道局鉄道事業課旅客輸送業務監理室 渡邊、石田

(代表) 03-5253-8111 (内線 40642)、(直通) 03-5253-8543